

内閣府令第十一号
農林水産省

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百六十一号）第七条第三項及び第四項の規定に基づき、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第三項及び第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する命令を次のように定める。

平成二十一年十一月五日

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫

農林水産大臣 赤松 広隆

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第三項及び第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する命令

1 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（以下「令」という。）第七条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 勧告又は命令をした米穀事業者の氏名又は名称及び住所

二 勧告又は命令をした年月日

三 勧告又は命令に係る指定米穀等の種類

四 勧告又は命令の内容

五 その他参考となるべき事項

2 令第七条第四項の規定による報告（法第四条、第八条又は第九条の規定の施行に関するものに限る。）

は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 報告を求め、又は立入検査を行った米穀事業者又は米穀等の運送業者若しくは倉庫業者の氏名又は名

称及び住所

二 報告を求め、又は立入検査を行った年月日

三 報告の徴収又は立入検査に係る指定米穀等の種類

四 報告の徴収又は立入検査の結果

五 その他参考となるべき事項

附 則

この命令は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。